

深夜における音響機器の使用禁止

規制対象営業(表面参照)を行っている方が、音響機器の使用禁止とされている区域内で、**深夜(午後11時から翌日の午前6時)**営業を行う場合、次に掲げる音響機器を使用することは、条例で禁止されています。ただし、音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合は除かれます。

使用禁止となる音響機器

- 1 カラオケ装置
- 2 ステレオセットその他の音声機器
- 3 拡声装置
- 4 録音・再生装置
- 5 有線ラジオ放送装置(受信装置に限る)
- 6 楽器

深夜音響機器が使用禁止となる区域

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域
田園住居地域	第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域
第2種住居地域	準住居地域
用途地域の指定のない区域	近隣商業地域
準工業地域	都市計画区域外

- (注) 1 商業・工業・工業専用地域は対象外です。
2 用途地域は都市計画法に基づく区分です。

詳しくは、市役所または町村役場の環境担当課までお問い合わせください。

- ・改善命令に違反するなどの場合、罰則の適用があります。
- ・必要な報告を求め又は立入検査を行うことがあります。



彩 の 国
埼 玉 県



埼玉県のマスコット
コバン

H30. 10. 1作成